

安堵町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の防止及び職員への不正な圧力の排除を目的として、庁舎に設置する通話録音装置及び通話録音データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を自動で録音するため、庁舎に設置する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音された音声、通話日時、通話時間、通話当事者で電話番号等の電磁的記録をいう。
- (3) 複製データ 通話録音データを電磁的記録媒体(通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体を除く。)に複製したデータをいう。

(統括管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 通話録音装置管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置き、総務防災課長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うために必要があると認めるときは、自らが命じた者を通話録音装置操作取扱者(以下「操作取扱者」という。)として置くことができる。
- 4 通話録音データ管理取扱者(以下「管理取扱者」という。)を置き、各課等

の長をもって充てる。

(通話録音装置の取扱い)

第4条 通話録音装置は、統括管理責任者、管理責任者及び操作取扱者以外の者が操作してはならない。ただし、保守及び点検業務は、管理責任者が認める事業者が行うことができる。

(職員の責務)

第5条 職務上通話録音装置により情報を知り得る職員は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

(通話録音装置の設置の公表)

第6条 管理責任者は、通話録音装置を設置したときは、その旨を町のホームページ等により公表するものとする。

(個人情報保護)

第7条 統括管理責任者、管理責任者、操作取扱者及び管理取扱者(以下「統括管理責任者等」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

2 統括管理責任者等は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 統括管理責任者等は、通話録音データにより知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音データの保存)

第8条 通話録音データの保存期間は、当該記録された日からおおむね30日間(当該保存期間中に通話録音装置の容量の上限を超えて上書きされたときは、その日まで)とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があ

ったとき又は統括管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

- 2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集し、又は加工してはならない。

(通話録音データの提供及び複製データの破棄)

- 第9条 通話録音データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、複製し、及び外部に提供してはならない。

- (1) 通話録音データに記録された通話を行った本人又はその代理人から通話録音データの開示請求等があった場合

- (2) 犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合

- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を保護するために必要がある場合

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、統括管理責任者が必要と認めた場合

- 2 管理取扱者は、前項各号のいずれかに該当し通話録音データの提供を希望する場合は、通話録音データ提供依頼書(様式第1号)により、統括管理責任者へ依頼するものとする。

- 3 前項の依頼に基づき複製データを提供した場合は、統括管理責任者は、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 複製データの提供日

- (2) 提供の目的又は理由

- (3) 通話録音データの記録日時及び内容

- (4) 提供先の氏名、住所又は居所及び電話番号

- 4 管理取扱者は、前項の規定により複製データの提供を受けた場合は、当該複製データを施錠できる収納庫等に保管しなければならない。

- 5 管理取扱者は、複製データについてその目的が達成された等保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。この場合において、管理取扱者は破砕を行う等通話内容が復元不可能な方法で破棄するものと

する。

（目的外の利用及び提供の禁止）

第 10 条 管理取扱者は、通話記録データ（当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）は、通話録音装置の設置の目的外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第 69 条第 2 項の規定に基づく場合は、この限りではない。

2 管理責任者は、前項ただし書きの規定により通話録音データを利用し、又は提供しようとするときは、法及び安堵町個人情報保護法施行条例（令和 4 年安堵町条例第 34 号）の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

（苦情の処理）

第 11 条 統括管理責任者等は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。